西条市職員の給与状況と定員管理等をお知らせします

問合せ：市庁舎本館職員課　職員係　TEL0897－52－1229

市職員の給与は、職務の内容、民間企業との比較、国や他市町村とのバランスを考慮して、条例で定められています。

1 人件費の状況

平成20年度普通会計決算

住民基本台帳人口（平成21年3月31日現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
114,786人	41,421,444千円	2,448,992千円	8,583,468千円	20.7%

※　人件費には、市長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 職員給与費の状況

平成20年度普通会計決算

職員数（A）	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計（B）	
922人	3,431,483千円	500,331千円	1,409,873千円	5,341,687千円	5,794千円

※　1．職員手当には退職手当を含みません。
　　2．職員数は平成20年4月1日現在の実数です。

3 職員の給料月額・給与月額・年齢の状況

平成21年4月1日現在

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
西条市	340,316円	399,817円	44.3歳	255,090円	267,588円	46.8歳
愛媛県	352,352円	447,058円	44.7歳	330,543円	376,283円	47.0歳
国	325,521円	――	41.5歳	285,548円	――	49.2歳

※　平均給与月額は平成21年4月に支給された給料のほか、各種手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など）を含めた額です。

4 職員の初任給の状況

平成21年4月1日現在

区分		西条市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,940円	Ⅱ種 172,200円
一般行政職	高校卒	140,100円	140,702円	Ⅲ種 140,100円
技能労務職		127,700円	――	――

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成21年4月1日現在

区分		経験年数10年	経験年数13年	経験年数19年
一般行政職	大学卒	257,025円	285,425円	332,050円
一般行政職	高校卒	210,400円	254,700円	302,367円
技能労務職		203,133円	230,225円	260,567円

※　経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6 一般行政職の級別職員数の状況

平成21年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主任	係長 主査	専門員	副課長	課長 主幹	副部長	部長	
職員数	32人	60人	234人	108人	54人	56人	20人	15人	579人
構成比	5.5%	10.4%	40.4%	18.6%	9.3%	9.7%	3.5%	2.6%	100%

※　1．西条市の給与条例に基づく、給料表の級区分による職員数です。
　　2．標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

7 職員手当の状況

平成21年4月1日現在

▼ 期末・勤勉手当

区分		期末手当	期勤手当	国・県の制度との異同
支給割合	平成20年度	3.0月分	1.5月分	同

加算措置の状況：職制上の段階、職務の級などによる加算措置

▼ 退職手当

区分		自己都合	勧奨・定年	国の制度との異同
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	

その他の加算措置

○退職手当調整額：職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算
○定年前早期退職特別措置：2～20%加算措置

1人当たりの平均支給額：2,493万円（平成20年度退職者への支給額）

▼ 特殊勤務手当

平成20年度

区分	全職種
支給実績	18,386千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	30.3%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	59,310円

手当の種類（手当数）：14種類（代表的な手当は下記のとおり）
○支給額の多い手当：消防職員手当、救急手当、税務手当、社会福祉業務手当
○多くの職員に支給されている手当：同上

▼ 時間外勤務手当

平成20年度

区分	全職種
支給実績	153,855千円
職員1人当たりの支給年額	205千円

▼ 扶養手当

西条市の支給額		国の制度との異同
配偶者	13,000円	同
配偶者以外の扶養親族	6,500円	

※配偶者のない職員の場合、扶養親族のうち1人目は、11,000円。
※満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき、5,000円加算。

▼ 住居手当

西条市の支給額		国の制度との異同
借家・借間居住者	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給。 限度額：27,000円（家賃55,000円以上）	一部異なる 国は持家居住者に対して、取得後5年まで2,500円。
持家居住者	3,500円	

▼ 通勤手当

西条市の支給額		国の制度との異同
交通機関利用者 電車・バス等	負担している運賃の額に応じて、1カ月当たり最高55,000円まで支給。	同
交通用具使用者 自家用車等	2km以上5km未満は2,000円。 5km以上は4,100～24,500円。	